

# 保険診療におけるCPAP保持に関する注意事項

## 1)CPAP設置場所に注意してください。

当院が質問した厚生労働省の見解では、  
健康保険の診療として、CPAPは国内、在宅で実施する医療です。

したがって、

- ① 国内で設置場所を変更する場合は事前に文書を作成し提出してください。
  - ・たとえば出張、旅行、転居など(1週間以上の場合)
  - ・CPAP移動時には、故障・紛失に注意してください。
  - ・飛行機は機内持ち込みをしてください。
- ② 他医療機関へ入院時の持ち込みは想定されていません。
  - ・CPAP治療をされる場合は、入院先の医療機関に相談してください。
- ③ 海外持ち出しは、健康保険診療では想定されていません。

さらに、

- ・保安検査時に没収される可能性があります。
- ・海外使用で故障、発火の可能性が出てきます。

## 2)故障や、紛失・盗難に関しては、弁償費用が発生します。

CPAP機器一式代(約50万円)

但し災害・盗難など

CPAP業者ごとの規約により、下記証明書があると弁償費用減免の可能性あります。

火災:現場写真、罹災証明書(警察署)

落雷:現場写真、落雷証明書(民間業者)

盗難:盗難関係書類(警察署)